

入札者注意書

四国森林管理局

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当局が提示した条件を熟知の上、入札すること。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書及び添付が必要な場合の入札内訳書（以下「入札書等」という。）は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書等には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書等に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書等提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書等の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 電子調達システムにより代理人をして参加する場合は、同システムの委任機能による委任状を作成する。当該委任状の作成をもって分任支出負担行為担当官へ委任状を提出したものとみなす。

紙入札方式により代理人をして参加する場合は、委任状を作成し、入札前に提出すること。
また、入札書等には競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名の記名又は署名を行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書等は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。
 - ア 競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書等
 - イ 入札金額、競争入札に付される事項の表示又は名称、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない入札書等
 - ウ 委任状を提出していない代理人のした入札書等
 - エ 競争入札に付される事項の表示又は名称に重大な誤りのある入札書等
 - オ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できない入札書等
 - カ 入札金額の記載が不明確な入札書等
 - キ 記載事項を訂正した入札書等

ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書等

ケ 入札公告等において示した受領最終日時までに指定された場所へ到達しなかった入札書等

コ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。

サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又は保険金額に不足があるとき。

シ コの入札保証金又はサの入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

ス 暴力団排除に関する誓約事項（別添）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

セ 入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違しているもの。

ソ その他入札に関する条件に違反した入札書等

11 一旦提出した入札書等は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。

12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

13 開札は電子調達システムで行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。

14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

（1）予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。

（2）前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。

（3）第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

（4）第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、電子調達システムで当該者が当該入札に立ち会うことができない場合又は、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は

当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- 21 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。
- 23 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
 - （1）入札執行前にあっては、
 - ア 電子調達システムにより参加する予定であった場合は、電子調達システムで定める手続きに従い、入札辞退届を同システムで作成の上、提出する。
 - イ 紙入札方式により参加する予定であった場合は、入札辞退届を持参し、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）する。
 - （2）入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 この契約によって生じる代金の受領については書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができない。
- 25 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。